

令和8年2月26日
財 務 省

国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令案に対する意見募集の結果について

国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令案について、令和7年12月25日から令和8年1月23日までの期間、e-Govへの掲載等を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して13件の御意見を頂きましたので、お寄せいただいた御意見を適宜要約、集約及び整理した上で、御意見に対する考え方を別紙のとおり取りまとめました。なお、パブリック・コメントの対象となる案件についての御意見に対する考え方のみを公表させていただいておりますので御了承ください。

問合せ先
財務省主計局給与共済課給与第5係
電話：03-3581-4111（内線 6368）

No.	該当条文等	主な御意見の概要	御意見に対する考え方
1	第 15 条	<p>転居費の支給に当たっては、異動の発令があれば際限なく支給するのか。何らかの制限を設けるべきではないか。</p>	<p>転居費については、赴任に伴う転居に要する費用を支給するものです。そのため、転任の発令だけではなく、その発令に基づき実際に在勤官署が変更となることに伴う転居が支給対象となりますが、第 16 条において、同一市町村内における在勤官署の変更に伴う転居については支給しないこととしております。このほか、多くの民間企業において支給を制限している費用等については、転居費の算定から除くこととしております。</p>
2	第 15 条	<p>転居費用を安価に抑えたいのであれば、各省庁が業者と契約を結んで一括で手配し、各省庁から直接支払うことが最も合理的かつ効率的な方法ではないか。</p>	<p>第 15 条第 1 項において、①運送業者が家財の運送を行う場合、②旅行役務提供者が家財の運送を行う場合及び旅行者が宅配便又は③自家用自動車等を利用して家財の運送を行う場合における算定方法を規定しており、転居の状況に応じて効率的な手法を選択することが可能となっております。</p> <p>このうち②については、旅行業者等が国との間で、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）第 2 条第 8 号に規定する旅行役務提供契約を締結し、家財の運送を行う場合においては、運送業者に依頼した場合の見積額との比較は不要となるほか、転居に要した旅費相当額を国から当該旅行者等に直接支払うこととなります。</p>
3	第 15 条	<p>・第 1 号及び第 3 号の転居手法を併用した場合、第 3 号の運送について運送業者に依頼する場合の見積との比較を不要としているのはなぜか。転居手法の併用を認めるに当たっては、第 1 号による運送よりも経済的であることを確認すべきではない</p>	<p>転居手法の併用については、経済性の観点からではなく、第 1 項各号のいずれかの運送のみでは転居することが困難な場合に併用を可能とするものです。そのため、例えば、第 1 号による運送のみでは困難であるとして第 3 号による運送も併用した場合、当該第 3 号による運送について運送業者に依頼した場合の見積額を取得することは困難であると考えられるため、運送業者に依頼した場合の見積額との比較は不要としております。</p>

		<p>か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 転居手法を併用した場合の算定方法を追加したことは転居費の加算に相当する。第1号と第3号の転居手法を併用する場合に運送業者に依頼した場合の見積額との比較を不要とするのであれば、第3号による運送のみの場合においても同様に、運送業者に依頼した場合の見積額との比較は不要ではないか。 	<p>他方で、第3号による運送のみの場合、運送業者に依頼した場合の見積額を取得することは必ずしも困難であるとは考えられず、また、いたずらに自家用自動車や宅配便等を用いて運送業者に依頼するより転居費が高額となることを防止するため、運送業者に依頼した場合の見積額との比較は引き続き必要なものと考えております。しかしながら、事務負担の軽減の観点から、比較のためこれまで複数の運送業者の見積りを必要としていたところを一者の見積額との比較で足りるよう見直しを行っております。</p>
4	第15条	<p>転居手法の併用について、旅行命令権者が「困難と認めるとき」の具体例を示してほしい。</p>	<p>例えば、公務遂行上、赴任先に速やかに着任する必要がある、運送業者を利用するものの、当該運送業者による家財の運送では間に合わないことから、まずは当面の間に使用する身の回りの品等を新居所に宅配便で運送する場合等を想定しております。</p>
5	第15条	<p>通常会社では転居費は出ないの、支給しなくてよいのではないか。</p>	<p>旅費規程等を有する民間企業に調査を行ったところ、国内赴任時の荷造運送費について支給しないと回答した民間企業は1割程度である一方、実費を支給すると回答した民間企業は7割程度という結果でした。こうした民間企業における取扱いも踏まえながら、転居費については一定の要件を付した上で実費支給することとしております。</p>
6	別表第二	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政令指定都市は別枠として自由に旅費支給すべきではないか。 ・ 宿泊費基準額を引き上げる必要はあるのか。 ・ 各都市の改定の増減額にばらつきが 	<p>旅行者の自己負担防止と国費の適正な支出の確保を両立するため、宿泊費については、宿泊費基準額を上限とする実費支給としております。宿泊費基準額については、毎年度、実勢価格等を確認した上で、必要に応じて見直しを行うこととしており、今回、一部に実勢価格との乖離が認められたことから、区</p>

		<p>ある理由如何。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実勢価格の調査に一定の上乗せを行い、地域経済の活性化に寄与することも考慮してほしい。 	<p>分毎に必要な改正を行ったものになります。なお、宿泊費基準額の設定に当たり、実勢価格に一定の上乗せを行うことは、国費の適正な支出を図る観点からは望ましくないものと考えております。</p>
7	別表第二	<p>宿泊費基準額を超過することがあるため、何らかの特例を設けてほしい。</p>	<p>個別の公務の事情によっては、宿泊費基準額内で宿泊施設を確保することが困難なケースが存在することを踏まえて、第13条第2項又は第3項の規定により、宿泊費基準額を超える費用であっても、公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件でメタサーチサイト等により検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択する場合など、一定の要件を満たす場合には、現に支払った費用を支給することが可能となっております。</p>
8	別表第二	<p>実勢価格の調査概要如何。</p>	<p>実勢価格の調査については、令和6年7月から令和7年6月における、都道府県や海外の都市毎に、ビジネス客が実際に利用した宿泊先・宿泊費・泊数等の調査を行っております。</p>
9	別表第二	<p>全国的に宿泊費基準額を統一すべきではないか。</p>	<p>物価や宿泊施設に係る需給状況は都市によって様々であり、宿泊費基準額については、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）第9条において地域の実情等を勘案して定める額としていることから、本邦は都道府県、外国は在外公館所在都市を基本単位として定めております。</p>
10	その他	<p>地方公共団体における改正作業に対応するため、12月までには改正省令を公布してほしい。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の参考として承ります。</p>